

○特許庁告示第五号

行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)及び行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)を実施するため、行政不服審査法施行令第十二条第二項第一号に掲げる手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求の範囲及び手数料の納付の方法を次のように定めたので、同号に基づき公示し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十一日

特許庁長官 伊藤 仁

行政不服審査法施行令第十二条第二項第一号に掲げる手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求の範囲及び手数料の納付の方法に関する告示

行政不服審査法(以下「法」という。)に基づく審査請求のうち、特許庁長官が審査庁となる審査請求をした者又は法第十三条第一項若しくは第二項の規定により当該審査請求に参加した者であつて、法第三十八条第一項の規定による交付を求める者は、行政不服審査法施行令第十条に規定する書面に、当該交付に係る手数料の納付を証明する行政機関の保有する情報の公開に関する法律等に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令(平成十三年財務省令第十号)別紙書式の納付書を添付しなければならぬ。ただし、特許庁において手数料を現金で納付した場合は、この限りでない。

○工業所有権審議会告示第一号

行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)及び行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第三百九十一号)を実施するため、行政不服審査法施行令第十二条第二項第一号に掲げる手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求の範囲及び手数料の納付の方法を次のように定めたので、同号に基づき公示し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月十一日

工業所有権審議会会長 日覺 昭廣

○国土交通省告示第四百八十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法(昭和三十二年法律第七十九号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十一日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月十一日

路線名 供 用 開 始 の 区 間

国土交通大臣 石井 啓一

供用開始の期日

第一東海自動車道 焼津市上新田二九六番一から同市上泉字緑五二二番二ま 平成二十八年三月十二日十時

国会事項

衆議院

質問書提出

三月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

愛媛県が許可を与えた産業廃棄物焼却炉の処理能力に関する再質問主意書(田島一成提出)
公文書管理法の見直しに関する質問主意書(逢坂誠二提出)
北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の世界遺産登録に関する質問主意書(逢坂誠二提出)
遺棄犬・野良犬の飼育実態に関する質問主意書(阿部知子提出)
使途秘匿金に関する質問主意書(井坂信彦提出)

参議院

議事日程 第十一号

平成二十八年三月九日(水曜日)
午前十時 本会議

第一 所得税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)
議案付託
三月九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第一六号)
財政金融委員会に付託
質問主意書提出
三月九日議員から次の質問主意書が提出された。

災害対策としての緊急事態条項全般に関する質問主意書(蓮舫提出)(第七六号)
災害対策としての選挙制度の在り方等に関する質問主意書(蓮舫提出)(第七七号)
軽減税率制度導入に必要な財源に関する再質問主意書(吉川沙織提出)(第七八号)
東ね法案に関する第三回質問主意書(吉川沙織提出)(第七九号)
家庭用品品質表示法に関する質問主意書(安井美沙子提出)(第八〇号)

質問主意書転送

三月九日次の質問主意書を内閣に転送した。
通称使用に関する質問主意書(藤末健三提出)(第七三号)
日朝ストックホルム合意と菅内閣官房長官記者会見に関する質問主意書(有田芳生提出)(第七四号)
国の公用車の使用に関する質問主意書(有田芳生提出)(第七五号)

人事異動

内閣府

小谷 元子 十倉 雅和 上山 隆大
総合科学技術・イノベーション会議議員に任命する(各通)(三月六日)

叙位・叙勲

○叙位

正八位

従五位に叙する(各通)

伊藤 健治 門久 末治 石田憲一郎
菅原 豊人 宅見 要 田村 博
萩尾 精一 原 偉佐生 野内 文雄
正六位に叙する(各通) 吉田 文一

正八位

小野 昭吾 近藤 光利 石川 博勝
桜井政太郎 紫藤 彰子 井上 英澄
高橋 博 細井 良孝 高橋 孝雄

従六位に叙する(各通)

大森 戒郎 影井 隆 清澤 昭夫
菅江 博 田中 武 中嶋 成章
正七位に叙する(各通)(以上二月一日)
(名古屋大学名誉教授) 安達 健五

正四位に叙する

野口 善七
正五位に叙する
宇田 良平 近藤禮次郎
(二等陸佐) 但見 武正
林 茂和
好村 一雄

従五位に叙する(各通)